

本会議のあらまし

令和元年館林市議会第2回定例会は、6月7日から24日までの18日間の会期で開かれました。

この定例会に提案された市長からの議案等は、追加議案を含め20件、諮問1件、報告1件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、承認、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
2人権擁護委員の菅沼道雄さん（堀工町）の任期が、本年9月30日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市ペット霊園の設置の許可等に関する条例
公衆衛生その他公共の福祉の見地から、ペット霊園の設置及び管理並びに移動火葬

車による火葬について必要な措置を講ずることにより、ペット霊園の設置等の適正化を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資するため、本条例を制定し、うとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市税条例等の一部を改正する条例
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税において、非課税措置の対象に単身児童扶養者を追加するものです。

また、軽自動車税において、まず、消費税率引上げに伴う対応として、本年10

月1日から令和2年9月30日までの間に取得した場合に、環境性能割の税率を1%分軽減するものです。次に、種別割におけるグリーン化特例（軽課）の期間を令和3年度まで延長するものです。また、令和4年度及び5年度の特例を電気自動車等に限って新設するため、本条例の一部を改正し、うとするもので、全員一致で可決されました。



▽館林市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国家公務員について、超過勤務を命ずる時間及び月数の上限を定める時間外労働の上限規制が導入されたことを踏まえ、本条例の一部を改正し、うとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市寄附条例の一部を改正する条例
館林市暑さ対策本部において、今年度から「日本一暑いまち」という用語は使用しないと決めたことを受けて、本条例の一部を改正し、うとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金の支給及び災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率の引下げが可能となったことから、被災等により保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸付けを受けられるように連帯保証人の必置義務を廃止し、保証人の有無と貸付利率を連動させた貸付けを行うことができるようにするものです。さらに、被災者の災害援護資金の円滑な償還を図るため、災害援護資金の償還方法に、半年賦償還及び月賦償還を追加するため、本条例の一部を改正しよう

とするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市手数料条例の一部を改正する条例
建築基準法の一部改正に伴い、増改築等を伴わない用途変更に係る全体計画認定制度が導入されたため、当該認定申請に係る手数料を追加するものです。また、既存建築物を一時的に他の用途に転用する場合の制限を一部緩和する許可制度が導入されたことや、前面道路側に壁面線の指定を行った場合に、建築物の建蔽率を緩和できる許可制度が導入されたことにより、当該許可申請に係る手数料を追加するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市市営住宅管理条例の一部を改正する条例
市営住宅の入居要件となつて、いる同居親族要件を廃止し、60歳未満の単身の住宅確保要配慮者の入居を可能とするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。